

○静岡県警察組織犯罪対策に関する訓令

(平成17年11月1日静岡県警察本部訓令第27号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、県警察における犯罪組織の弱体化及び壊滅に向けた総合的な組織犯罪対策の推進に関し基本的な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 組織犯罪 暴力団による犯罪、匿名・流動型犯罪グループによる犯罪、特殊詐欺、組織的な薬物及び銃器の密輸・密売、来日外国人組織による犯罪等、組織を背景として敢行される犯罪一般をいう。
- (2) 犯罪組織 前号の犯罪を犯し、又は犯すおそれがあると認められる組織をいう。

(組織犯罪対策の対象)

第3条 組織犯罪対策の対象は、犯罪組織及び犯罪組織に関係すると認められるものとする。

(組織犯罪対策の基本姿勢等)

第4条 組織犯罪対策を推進するに当たっては、あらゆる警察活動において収集した犯罪組織に関する情報を集約し、分析して実態を解明するとともに、その分析結果に基づく犯罪組織の弱体化及び壊滅に向けた統一的な戦略を立案した上で、当該戦略に基づき、県警察が犯罪組織に対し、厳しい対決姿勢を堅持し一体的な取締りその他諸対策を実施することを基本姿勢とする。

- 2 前項の取締りその他諸対策を実施するに当たり、悪質化若しくは巧妙化し、又は新たに出現する組織犯罪に対しては、不断に創意工夫を図り、効果的かつ適切な情報収集活動の推進、捜査手法の高度化、県民、関係機関・団体等との幅広い連携等に努め、戦略的な取締りを実施するものとし、社会及び経済情勢の変化に応じて常に変化していく組織犯罪に対しては、広い視野での情報の収集及び分析に努め、治安の脅威となっている犯罪組織の活動実態を的確に把握し、適時適切な対策を講ずるものとする。
- 3 組織犯罪対策は、暴力団対策、匿名・流動型犯罪グループ対策、特殊詐欺対策、薬物銃器対策、国際組織犯罪対策及び犯罪収益対策に重点を置いた対策を推進するものとし、それぞれの細目的事項は別に定めるものとする。

(静岡県警察組織犯罪対策推進委員会)

第5条 県本部に、静岡県警察組織犯罪対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、県警察における組織犯罪対策に関する基本方針、重要事項等を審議し、決定する。

- 3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員会を招集し、議事を主宰するものとする。
- 5 委員長は、必要と認めるときは、委員会と次条第4項に規定する会議とを合同で開催し、議事を主宰することができる。
- 6 委員会の庶務は、組織犯罪対策課が行うものとする。

(静岡県警察組織犯罪対策推進本部)

第6条 委員会の下に、静岡県警察組織犯罪対策推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

- 2 推進本部は、県警察における組織犯罪対策の総合的な推進に関する事務を処理するものとする。
- 3 推進本部は、推進本部長、推進副本部長、推進責任者及び推進本部員をもって構成し、それぞれ別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 4 推進本部長は、必要と認めるときは、推進本部の構成員を招集して会議（以下「推進本部会議」という。）を開催し、議事を主宰するものとする。
- 5 推進本部長は、必要と認めるときは、推進本部員以外の者に推進本部会議への出席を求めることができる。
- 6 推進本部長は、推進本部を構成する所属のうち複数の所属が関係する組織犯罪対策をする必要が生じたときは、関係所属間の調整を行うものとする。
- 7 推進本部の庶務は、組織犯罪対策課が行うものとする。

(専門部会)

第7条 推進本部の補助機関として、次の専門部会を置く。

- (1) 暴力団総合対策部会
 - (2) 企業対象暴力特別対策部会
 - (3) 匿名・流動型犯罪グループ総合対策部会
 - (4) 特殊詐欺総合対策部会
 - (5) 薬物銃器国際犯罪総合対策部会
- 2 推進本部長は、必要と認めるときは、前項に定める専門部会のほかに独自の案件に係る専門部会を置くことができる。
 - 3 専門部会は、組織犯罪対策の総合的な推進に関する事務のうち、専門的で個別の検討、協議等を要する事項に係るものを処理することを任務とする。
 - 4 専門部会は、部会長及び推進本部員の中から推進本部長が選任する者をもって構成する。
 - 5 部会長は、別表第3の左欄に掲げる専門部会の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる者をもって充てる。ただし、第2項に定める専門部会においては、推進本部長が指定する者とする。

- 6 部会長は、推進本部長の承認を得て、専門部会を必要と認められる都度開催し、又は継続的に運営していくものとする。
- 7 部会長は、必要と認めるときは、推進本部員以外の者に専門部会への参加を求めることができる。
- 8 専門部会の庶務は、当該専門部会の部会長の所属する課等において行うものとする。

(組織犯罪対策情報連絡会)

第8条 推進本部の下に、組織犯罪対策情報連絡会（以下「情報連絡会」という。）を置く。

- 2 情報連絡会は、組織犯罪対策全般に関する情報の連絡、交換等を行うとともに、推進本部の事務を補佐するものとする。
- 3 情報連絡会は、会長、副会長及び会員をもって構成し、会長には組織犯罪対策課長を、副会長には組織犯罪対策局の警視の階級にある警察官のうち組織犯罪に関する情報の集約、総合的な分析等の事務を総括する者（以下「総括情報官」という。）を、会員には推進責任者及び推進本部員が指定する補佐等（以下「情報官」という。）をもって充てる。
- 4 会長は、必要と認めるときは、情報連絡会を招集し、議事を主宰するものとする。
- 5 会長は、必要と認めるときは、会員以外の者に情報連絡会への参加を求めることができる。
- 6 情報連絡会（次条の規定により開催するものを含む。）の庶務は、組織犯罪対策課において行うものとする。

(局内情報連絡会等)

第9条 総括情報官は、局内各所属が保有する情報の連絡、交換等を行うため、局内の情報官を構成員とした局内情報連絡会を定期的に開催しなければならない。

- 2 総括情報官は、必要に応じ、複数の所属が関係する情報の連絡、交換等を行うため、関係所属の情報官を構成員とした個別情報連絡会を開催することができる。

(全庁的な組織犯罪対策の推進)

第10条 部課長等は、組織犯罪対策を真に実効あるものとするため、相互の連携を緊密にするとともに、推進本部を中核として全ての部門において組織犯罪対策に係る施策を推進し、総合力の発揮に努めるものとする。

(署組織犯罪対策推進本部等)

第11条 署長は、署情に応じ、県本部に準じた署組織犯罪対策推進本部、署情報連絡会等を置き、刑事（第二）課長を署総括情報官に指定し、挙署体制による組織犯罪対策を推進するものとする。

(人的基盤の強化等)

第12条 推進本部長は、次の各号に掲げる事項について、実践的な教養を実施し、専門的な技能を有する職員を育成するものとする。

- (1) 犯罪組織に関する情報の収集、集約及び分析の手法
- (2) 組織犯罪の取締りに必要な捜査手法、語学能力、静岡県警察組織犯罪情報管理システム等の活用方法
- (3) 社会から反社会勢力を排除するための各種制度の立案及び運用方法
- (4) 疑わしい取引に関する情報の効果的な活用方法
- (5) 暗号資産の追跡等を通じた犯罪収益の移転先の特定及び剥奪
- (6) 資金源の遮断対策

2 推進本部長は、職員に対し、組織犯罪対策の重要性、重点等を周知徹底するとともに、犯罪組織の実態解明、取締りその他組織犯罪対策に必要な知識、技能等に関する教養の徹底を図るものとする。

(組織犯罪に係る情報の収集、集約、分析等)

第13条 省略

(警察庁への報告)

第14条 省略

(統一的な戦略に基づく対策の実施)

第15条 推進本部長は、警察庁が策定した統一的な戦略の下、集約した情報の分析結果に基づき、対策の重点とする犯罪組織及びこれを支える犯罪インフラ等を定めた県警察における統一的な戦略を策定するものとする。

2 前項の規定により策定した統一的な戦略に基づき、関係部課長等は緊密な連携を図り、プロジェクトチームの編成等により体制を充実強化し、集中的かつ計画的に組織犯罪対策を実施するものとする。

(組織犯罪対策に有効な捜査手法等の活用等)

第16条 省略

(受傷事故防止の徹底)

第17条 関係所属長は、被疑者の逮捕、捜索等に当たっては、事前の検討を綿密に行うとともに、拳銃の携行、防弾衣の着装等その他装備資機材を効果的に活用して受傷事故防止の徹底を図らなければならない。

(適正捜査の推進)

第18条 関係所属長は、組織犯罪に係る捜査に当たっては、個人の基本的人権を尊重し、適正捜査を推進しなければならない。

(保有情報の管理)

第19条 関係所属長は、保有する全ての情報を適正に管理するとともに知り得た情報を職務上関係のない者に提供し、又は所要の目的以外に利用してはならない。また、組

組織犯罪対策の推進に当たっては、捜査はもとより、情報の収集、分析等あらゆる過程において保秘に万全を期さなければならない。

(他府県警察、関係機関等との連携強化)

第20条 推進本部長は、組織犯罪対策を円滑かつ効果的に推進するため、平素から他の都道府県警察と緊密な情報交換を行うとともに、捜査に当たっては、合同・共同捜査、捜査嘱託等の捜査共助を積極的に推進するものとする。

2 推進本部長は、組織犯罪対策が、税関、出入国在留管理庁、海上保安庁、地方公共団体、金融機関、防犯ボランティア、学校等の関係機関、関係団体等と警察とが幅広く連携し、官民一体となって取り組むべき社会の重要課題の一つであることを念頭において、情報提供、広報啓発活動等による関係機関・団体等からの協力確保に努めるとともに、事件検挙のみならず、他の各種行政施策の推進に当たっても、関係機関の権限の発動を促すなど、緊密な連携に努めるものとする。

3 推進本部長は、犯罪組織の国際的な活動に対する方策を効果的に推進するため、警察庁を通じた外国捜査機関等との連携を強化するように努めるものとする。

(県民の理解と協力の確保)

第21条 推進本部長は、あらゆる機会を通じて、組織犯罪の実態、組織犯罪に対する県警察の取組姿勢等に関する積極的かつ効果的な広報を実施し、組織犯罪対策に対する県民の理解と協力の確保に努めるものとする。

(賞揚)

第22条 省略

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年11月1日から施行する。

(静岡県警察暴力団総合対策に関する訓令の廃止)

2 静岡県警察暴力団総合対策に関する訓令（平成8年県本部訓令第6号）は、廃止する。

附 則(平成18年6月23日県本部訓令第26号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(平成19年6月7日県本部訓令第31号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(平成19年8月7日県本部訓令第37号)

この訓令は、平成19年8月7日から施行する。

附 則(平成20年3月6日県本部訓令第14号)

この訓令は、平成20年3月25日から施行する。

附 則(平成21年3月17日県本部訓令第9号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日県本部訓令第29号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月19日県本部訓令第16号)

この訓令は、平成22年3月24日から施行する。

附 則(平成23年3月14日県本部訓令第11号)

この訓令は、平成23年3月17日から施行する。

附 則(平成24年10月30日県本部訓令第22号)

この訓令は、平成24年10月30日から施行する。

附 則(平成25年3月7日県本部訓令第5号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月13日県本部訓令第9号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条の別表1の701及び703の項の改正規定は、平成27年3月16日から施行する。

附 則(平成28年9月28日県本部訓令第27号)

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日県本部訓令第14号)

この訓令は、平成29年3月29日から施行する。

附 則(令和2年6月1日県本部訓令第15号)

この訓令は、令和2年6月1日から施行する。

附 則(令和4年3月24日県本部訓令第18号)

この訓令は、令和4年3月28日から施行する。

附 則(令和5年3月17日県本部訓令第18号)

この訓令は、令和5年3月20日から施行する。

附 則(令和6年10月15日県本部訓令第25号)

この訓令は、令和6年10月15日から施行する。

附 則(令和7年3月27日県本部訓令第12号)

この訓令は、令和7年3月28日から施行する。